

Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務仕様書

1. 業務名 Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務

2. 目的

本業務は、Podcast 等を活用した新たな情報配信の仕組みを構築し、市政情報を音声等で分かりやすく提供することにより、視覚障がい者、外国人住民、高齢者をはじめとした市民の情報アクセシビリティの向上を図ることを目的とする。また、AI 等のデジタル技術を活用し、市民が時間や場所を問わず行政情報にアクセスできる環境を整備するとともに、市内の高校生や大学生等の若者が、市政や地域に関する情報の取材、企画、制作、出演等に主体的に関わる機会を創出する。

本業務を通じて、行政から市民への一方向の情報発信にとどまらず、市内の若者や事業者等が情報発信の担い手として参画し、地域と行政との新たな接点を創出することで、地域への理解や愛着を深め、将来の地域を担う人材の育成につながる情報発信環境の構築を目指す。

3. 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所 恵那市内一円

5. 基本方針

- (1) 誰もが利用しやすい情報配信環境の構築
- (2) AI 等のデジタル技術を活用した効率的な情報発信
- (3) 利用状況等を踏まえた継続的な改善
- (4) 若者が情報発信の担い手として参画できる機会の創出
- (5) 若者と地域事業者等との連携による地域への理解・愛着の醸成及び地域人材の育成

6. 業務内容

本仕様書は、Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務に係るプロポーザルにおける提案内容及び審査結果を踏まえ、本市と受注者との協議により必要な範囲で変更することがある。

(1) 実施計画の作成及び進行管理

- ・契約締結後速やかに、業務全体の工程、実施体制、役割分担等を整理した実施計画書を作成し、本市へ提出すること。

(2) 音声配信サービスの構築

- ・Podcast 等を活用し、市政情報を市民が容易に聴取できる環境を構築すること。

- ・広報紙その他市が提供する情報を基に、音声コンテンツを制作・配信できる仕組みを構築すること。
- ・AI 音声等を活用する場合は、自然で聞き取りやすく、地名、人名、日時、数字を正確に読み上げられるよう配慮すること。
- ・市公式ウェブサイト等から音声コンテンツへ容易にアクセスできるようにすること。
- ・配信したコンテンツについて、再生回数等の利用状況を確認できること。

(3) 導入支援、サポート体制等

- ・公式アカウントを活用した本市の情報配信を効果的かつ円滑に展開できるよう受注者は本市に対して以下の支援等を行うこと。

①導入支援

受注者は、本サービスの導入にあたり、サービスの運用及び、それを構成するシステムの設定・管理に関する支援を行うこと。

以下のスケジュールで、運用を開始すること。

期 間	内 容
令和8年11～12月上旬	サービス導入、市要望要件の調整、運用サービスのスケジュール再調整、周知準備 等
令和8年12月中旬～	サービス順次運用開始（予定）

②サポート体制

- ・サービス導入の際、関係各課の職員に対して、本システムの操作説明を実施すること。また、その他の機能においても、公開時期に応じてその都度同様の説明を実施すること。
- ・受注者は、市職員向けの分かりやすい操作マニュアルを、電子データ又はウェブマニュアルとして作成すること。
- ・円滑な運用を支援するため、必要に応じて操作方法や運用方法に関する助言等を行うこと。また、新機能が追加された際は、市職員に対し機能概要の説明を行うこと。
- ・利用に関して生じる疑問等については、電話、電子メール又はオンライン通話の手段によって回答すること
- ・受注者は、音声コンテンツの制作及び配信において、地域の若者の参画機会の創出、人材育成及び事業の継続性に配慮し、市職員が運営方法を習得できるよう必要な支援を行うこと。また、事業終了後も市及び地域が主体となって継続可能な運営体制となるよう、運営ノウハウの共有及び仕組みづくりに努めること。

(4) 効果測定及び改善提案

- ・配信回数、再生回数、聴取状況等、本サービスの利用状況を把握し、本市へ報告すること。
- ・若者参加型コンテンツについて、参加人数、実施回数、参加者の意見・感想等を把握し、事業効果の検証を行うこと。

- ・ 市政情報へのアクセス向上、若者の地域や行政への関心、情報発信能力の向上等、本業務の目的を踏まえた効果検証を行うこと。
- ・ 効果検証の結果を踏まえ継続的な運用及び事業改善に向けた提案を行うこと。

(5) 若者参加型コンテンツの企画及び運営

- ・ 高校、大学、地域事業者等と連携し、市内の若者が企画、取材、収録、出演、編集等のコンテンツ制作に参加できる機会を創出すること。
- ・ 市内の若者による地域取材、イベントレポート及び人物インタビュー等のコンテンツ制作を支援すること。
- ・ 市内の若者目線による地域の魅力発信及び市政情報発信を行うこと。
- ・ コンテンツ制作を通じて、若者のデジタル活用能力及び情報発信能力の向上を図るとともに、地域への理解や愛着の醸成につながる企画とすること。
- ・ 若者参加型コンテンツを期間中に 1 本以上企画・制作すること。

7. 成果物

本業務において提供される成果物（以下「成果物等」という）の種類及び提供時期は以下のとおりとする。

No.	成果品	納品時期
1	本サービスの利用環境一式	公開時期まで
2	実施計画書	契約締結後 10 営業日以内
3	システムにおける各機能の概要一覧	契約締結後 10 営業日以内
4	操作マニュアル (電子データ又はウェブマニュアル)	各機能の説明及び操作説明実施の 各 1 週間前まで
5	サービス提供にあたり作成した画面・操作に関する設計データ（該当する場合）	サービス公開時期まで
6	管理者からの質問回答一覧	市と協議の上決定する
7	議事録（運用方針や契約に関わる打合せを実施した場合）	打合せ実施後 7 営業日以内
8	効果検証用データ一式（配信回数、再生回数、聴取状況、若者参加者数、アンケート結果等）	運用開始後、市と協議のうえ定める時期（原則として年度末または市から求められた期日）
9	若者参加型コンテンツ及び制作実績報告書	運用開始後、市と協議のうえ定める時期（原則として年度末または市から求められた期日）

なお、クラウド型サービスの場合においては、物理的な成果物の提供を伴わない場合があり、その場合はサービス提供開始をもって成果物の提供とみなすことができる。

8. 実施体制

- (1) 受注者は、本業務全体を統括する責任者を 1 名配置し、必要な人員体制を確保すること。
- (2) 業務の役割分担を明確にし、本市との連絡調整を円滑に行うこと。

9. 検査及び納品

- (1) 成果物は、本市の確認及び検査を受け必要がある場合は修正の上納品すること。
- (2) データ納品は、本市が指定する形式で行うこと。
- (3) 納品方法及び納品時期の詳細は、本市との協議により定めること。

10. セキュリティ要件

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び本市の情報セキュリティポリシーを遵守し、情報漏えい、不正アクセス、データの消失等を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じること。
- (2) 事故等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、速やかに本市へ報告し、必要な対応を行うこと。

11. その他

(1) 受注者の責務および再委託

- ・受注者は、本業務を誠実に遂行するものとする。業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に市と協議し、承諾を得た場合はこの限りではない。なお、その場合においても、受注者は再委託先の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(2) 個人情報の取扱い

- ・受注者は、本業務の実施に当たり取り扱う個人情報について、関係法令及び本市の関係規程を遵守し、適正に取り扱うこと。
- ・個人情報を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。業務終了後は、本市の指示に従い、適切に返却又は廃棄すること。

(3) 損害賠償等

- ・本業務の遂行により生じた損害については、受注者の責任において対応するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(4) 権利の帰属

- ・本業務において受注者が新たに作成した成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市に譲渡するものとし、その対価は委託料に含まれるものとする。
- ・受注者は、本市及び本市が指定する者に対し、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物の制作に関与する者が著作者人格権を有する場合は、当該者から必要な同意を得るものとする。

- ・成果物に受注者又は第三者が従前から権利を有する著作物等を使用する場合は、受注者は、本市が成果物を継続して利用、配信、複製、編集、加工等できるよう必要な権利処理を行うものとする。
- ・受注者は、音楽、BGM、写真、イラスト等の第三者の著作物を使用する場合は、必要な利用許諾等を得るものとする。
- ・受注者は、出演者等の氏名、肖像、音声等について、本業務終了後も市が成果物を継続して利用できるよう必要な同意又は許諾を得るものとする。未成年者が参加する場合は、必要に応じて保護者等の同意を得るものとする。
- ・前各項に関して第三者との間に権利上の問題が生じた場合は、本市と協議の上、受注者の責任において必要な対応を行うものとする。

(5) 連絡体制

- ・本市との円滑な情報共有・連絡体制を確保すること。

(6) 協議

- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(7) 契約形態

- ・選定された事業者の提供形態を踏まえ、本市と協議の上決定するものとする。